

鳥取市観光協会ホームページバナー広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条

この要領は、鳥取市観光協会（以下「観光協会」という。）がインターネット上に公開している鳥取市観光協会ホームページ（以下「ホームページ」という。）への広告の掲載について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) ホームページ

観光協会が管理するホームページのトップページ(UR L <http://www.torican.jp/>)をいう。

(2) 広告

ホームページ上に文字又は画像で表示された情報で、第6条の規定による広告掲載の許可を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(広告の掲載基準)

第3条 ホームページに掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 社会問題についての主義・主張

(2) 公序良俗に反し、又はそのおそれがあるもの

(3) 政治性又は宗教性があるもの

(4) 個人の名刺広告

(5) 人権侵害、差別又は名誉き損

(6) ひぼう、中傷又は排斥

(7) 性的感情の刺激、犯罪の誘発、暴力性又は残虐性の助長その他青少年の健全な育成を阻害する要素を含むもの

(8) 不当な比較広告

(9) 政治団体による政治活動を目的とし、又は助長するもの

(10) 宗教団体による布教推進を目的とし、又は助長するもの

(11) 第三者の著作権その他の権利又はプライバシーを侵害するもの

(12) 非科学的なもの又は迷信に類するものであって、利用者を惑わせ、又は不安を与えるもの

(13) 消費者保護の観点から掲載等しないことが適当であるもの

(14) 教育的又は健康的な配慮が必要なもの

(15) 社会的批判を招くおそれのあるもの

- (16) 求人広告に該当するもの
- (17) 広告の内容を観光協会が推奨するような誤解を与えるおそれのあるもの
- (18) 誇大又は虚偽のおそれのあるもの
- (19) 広告主の広告でないもの

(広告掲載期間)

第4条 広告を掲載する期間は、4月から3月までの1年間とする。ただし、広告の掲載を開始する日（以下「掲載開始日」という。）が年度の中途であった場合は、その掲載開始初年度に限り3月までとする。

2 掲載開始日は、原則として4月1日からとする。ただし、掲載開始日が年度の中途であった場合は、原則として当該広告を掲載する月の第1日からとする。

3 広告の掲載を終了する日（以下「掲載終了日」という。）は、原則として3月31日とする。

4 第2項及び第3項の規定にかかわらず、掲載開始日及び掲載終了日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合は、観光協会が別に定める。

5 掲載終了日の10日前までに第9条第1項の広告掲載料金を納付した場合は、広告主の申込があったものとみなして観光協会が広告掲載期間を更新するものとする。

(広告の掲載位置)

第5条 広告の掲載位置は、観光協会が別に定めるものとする。

(広告掲載の申込)

第6条 広告を希望される広告主は、掲載開始日の前月1日までに広告掲載申込書を提出しなければならない。

2 観光協会は、前項による申込みがあった場合で必要と認めるときは、広告掲載希望者に対し、広告掲載に必要な範囲において資料の提出を求めることができる。

(広告掲載の決定)

第7条 観光協会は、前条の規定による申込みがあったときは、その広告掲載の適否を審査し、掲載の可否を決定の上、申込者に通知しなければならない。

2 観光協会は、広告に瑕疵あると認めるときは、その広告主に対し、広告の修正を求めることができる。

(広告原稿の作成及び提出)

第8条 広告主は、広告原稿及び広告掲載データを掲載開始日の5日前までに提出しなければならない。

2 観光協会は、提出された広告原稿の内容が、第3条の規定に違反すると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

(広告掲載料)

第9条 広告の掲載料金は、1年間につき **120,000** 円(税込)とし、前払いしなければならない。

2 掲載の決定を受けた広告主は、前項の掲載料金を観光協会に指定された期日(広告掲載開始日の**10**日前)までに、一括して払わなければならない。ただし、年度途中で掲載の決定を受けた広告主は、1カ月を単位として **10,000** 円(税込)を、その年度の3月分までの掲載料金を一括して支払わなければならない。

3 翌年度も継続して掲載する広告主は、第1項の掲載料金を観光協会に指定された期日(広告掲載開始日の**10**日前)までに、一括して支払わなければならない。

(広告の内容及び変更)

第10条 広告の内容及びその内容を変更する場合は、次の各号のとおりとする。

- (1) 広告の画面表示(バナー)は、縦40ピクセルで横150ピクセルとする。
- (2) データの保存形式は、GIF(アニメ可)・JPEG・Flashとする。
- (3) データ容量は、10KB以内とする。
- (4) 広告の内容に関する変更は、行わないものとする。

(広告の掲載取消し)

第11条 観光協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 第8条の規定により定めた日までに広告原稿が提出されないとき
- (2) 第9条第2項の規定により定めた日までに広告掲載料が納付されないとき
- (3) 第3条の規定に反すると判断したとき。
- (4) 広告の掲載を取り消す必要があると観光協会が判断したとき。

(広告掲載取り下げ)

第12条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取りやめることができる。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取下げるときは、書面により観光協会に申し出なければならない。

(広告掲載料の返還)

第13条 既納の広告掲載料は、原則として返還しない。

(広告及び広告のリンク先の変更)

第14条 広告主は、広告及び広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して10日前までに、観光協会と協議を行うものとする。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

3 広告内容等が虚偽であることが判明した場合で広告の表示を中止するときは、これに伴う経費は広告主が負う。

(協議)

第16条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、観光協会と広告主双方が誠意を持って協議するものとする。

(免責事項)

第17条 広告主は、ホームページの更新、修正等又は、サーバー及び通信回線等の点検、障害等によるホームページの停止により、広告の掲載が一定期間停止されることをあらかじめ承諾しなければならない。

2 広告主は、前項の理由によりホームページが一定期間停止された場合であっても、掲載料金の返還又は損害賠償を観光協会に請求することができない。

(その他の事項)

第18条 この要領に定めるもののほか、広告掲載に関して必要な事項は観光協会が別に定める。

附則

(施行期日)

この要領は平成20年4月1日から施行する。

平成21年5月1日改正

平成23年4月1日改正(ただし、申し込みについては第6条を適用する)